

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和2年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税の徴収取扱費及び特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる固定資産の細目を定める。
- ② 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得したローカル5Gの免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目を定める。

(2) 地方消費税の徴収取扱費についての所要の規定の整備

地方消費税の徴収取扱費について、所要の経過措置を講じた上で、各都道府県に払い込むべき貨物割及び譲渡割の総額（社会保障財源化分を除く。）に乗じる率の見直しを行う。

(3) 特定徴収金に係る地方税についての所要の規定の整備

地方税共通納税システムの対象となる特定徴収金に係る地方税に道府県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加する。

3 施行期日

原則として令和2年4月1日